

## 日本との十分密接な結節点を有しない特定外国人への日本の相続税の 無制限納税義務の適用についての EBC の立場

2016年12月8日、政府与党(自民・公明)は税制改正大綱を発表し、これは2016年12月22日に閣議決定されました。この改正大綱は日本経済の成長力の底上げを目指しています。今回の税制改正では、在留10年以内の外国人については、国外相続財産が日本の相続税の課税対象外となります。欧州ビジネス協会(EBC)は、海外の人材の流動性を促進するとともに、2013年の相続税法改正が日本に在住する外国人の相続人を幅広く課税対象とした際に生じた障害を打破する上で有意義なこの措置を歓迎します。

これに伴い、相続税および贈与税は、相続開始前15年間に在留10年以上の外国人に課せられることとなります。しかし、今回の税制改正は残念ながら、日本を離れてから5年まではこれらの税が適用されることも提案しています。つまり、外国人は、たとえ日本に住んでいなくとも、国外財産に基づいて日本の相続税を納めなければならない可能性があるということです。このことは、日本に長年居住してきた、または長年居住しようとしている外国人の間で大きな懸念を引き起こしています。これは、安倍政権の最近の多くの政策や、国際的な法原則に背反するものです。

EBCは、海外からの間接投資を諸外国並みのレベルに引き上げる日本政府の取り組みを強く支持しています。海外の人材の流動性、投資や起業家精神の促進は、ビザ規定の緩和や、上述の外国人に対する部分的な相続税免除といったさまざまな政府の施策によって正当に裏付けられてきました。

日本という国で成功を収めるためには、長期にわたるコミットメント、忍耐力、日本文化への深い傾倒を必要とします。したがって、欧州をはじめとする多くの外国企業・組織が、それぞれの利益にかなう長期在留外国人を配置しているのは意外なことではありません。こうした長期在留外国人集団への、相続税の無制限納税義務の唐突の導入は、日本に住み続けようとする彼らの意向に水を差すこととなります。長年にわたって対日投資に貢献してきた外国人になぜ、帰国してから最大5年間も相続税の無制限納税義務を課すのか、その動機をEBCは疑問に思います。日本が、諸外国と同様、相続税と贈与税の納税義務から逃れる自国民に対して適切な措置をとることは十分に尊重されます。

一方では、短期在住の外国人の人材を歓迎し、彼らに租税負担の軽減を提供しているのに、在留期間が10年に近づいている長期在住者は帰国するほうが賢明だというのは、矛盾であり、経済的な論拠を欠いています。日本は、長期在住者の知見、専門知識、理解を喪失することとなります。この喪失は、外国人の人口構成に影響を及ぼして、人材の流出をもたらします。永住許可の申請を促進するビザ政策の緩和を行っても、その一方で、長期在住者にとっての障害を設けるのであれば、全く意味がありません。

EBCは、新しい規定が果たして国際法に適合しているかどうか大いに懸念しており、新しい規定が国際法に沿うものであることを疑問の余地なく確認するための十分な検討が果たしてなされたのかどうか甚だ疑問に思います。日本の相続税法の国外財産への適用について、れっきとした適切で十分な結節点(連絡点)があるのかどうか十分に検証されたのでしょうか。日本は、一昔前に帰国した、または他国へ渡った人に税金を課すこととなります。それほど長期間日本を離れていると、適切で十分な結節点を想定するのは無理なはずで



ドイツ連邦憲法裁判所は、国外で生活している外国人に対し租税を賦課するためには、国籍、資産の所在、住所または居所などの十分に正当化される結節点が必要だとしています。

英国では、原則として、国際慣習法である領域課税の原則 (the territoriality principle) によれば、一方の国は、対外課税をするため十分な結節点のない場合に、相手国において行った国民の行為に関して (in respect of the conduct of nationals established in another State) [対外課税] の立法を試みるべきではないとされています。

アメリカ合衆国の、最も著名な American Law Institute の Restatement (第3版) は、「その高権 (管轄権) の行使が合理的である場合に、一方の国は、相手締約国と関連性 [結節点] を有する者又は行為に関して法 [規範] を規定している高権 (管轄権) だけを行使できる」としています。

「4年期間規定」の下で日本より大幅に短い期間を適用しているフランス相続税の規定との単純な比較はできません。フランスは38カ国と相続税条約を締結しており、こうした条約は4年期間規定をオーバーライドして主要国の外国人にとってこの規定を無関係のものにしているため、この規定はほとんど重要性を持ちません。ちなみに日本は、約70年間、ただ一つの遺産税・相続税条約しか締結していないため (1954年に米国と)、この諸国群には属していません。

したがって EBC は、すでに本国へ帰国した外国人への、相続税および遺産税の無制限納税義務の適用計画を再検討することを日本政府に強く要請します。

#### **EBC について:**

欧州ビジネス協会 (EBC) / 在日欧州 (連合) 商工会議所は、欧州 16 カ国の在日商工会議所・経済団体にとっての通商政策部門であり、1972 年に設立されて以来、在日欧州企業にとっての通商・投資環境の改善を目指し、活動を続けている。EBC の会員は法人と個人を合わせ現在 2,500 を超し、会員企業の中で約 350 社が、EBC の 26 の産業別委員会に直接参加している。

詳細についてのお問い合わせ先:

ビョーン・コングスタード、EBC ポリシー・ディレクター Tel: +81-3-3263-6224 E-mail: [bkongstad@ebc-jp.com](mailto:bkongstad@ebc-jp.com)